

◇ エレベーターの定期検査と戸開走行保護装置の設置等について

1. 建築基準法に基づく定期報告について

建築基準法第12条第3項では、エレベーターの安全確保のため、定期の検査実施と報告を義務付けており、毎年、特定行政庁（小樽市）に対して報告が必要です。

エレベーターの所有者・管理者の皆様におかれましては、日常の保守点検の重要性を認識いただくとともに、定期報告の提出について、お願いいたします。

2. 既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置について

国土交通省では、平成18年6月のエレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工したエレベーターについては、『戸開走行保護装置』の設置を義務付けています。

一方、平成21年9月27日以前に着工したエレベーター（以下『既設エレベーター』）という。）については、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの戸開走行の事故を防止するためには、定期検査とともに、戸開走行保護装置の設置が有効となりますので、既設エレベーターの所有者・管理者の皆様へ、戸開走行保護装置の設置について、ご検討をお願いします。

★ 『戸開走行保護装置』とは

何らかの故障が生じ、エレベーターの戸が開いた状態でかごが動いた場合に、自動的にかごを停止して、乗客が挟まれる事故を防ぐ装置をいいます。



◎ 関連リンク～ ・ 国土交通省-戸開走行保護装置について。

<http://www.mlit.go.jp/common/000142998.pdf>

3. 戸開走行保護装置等の設置済みマークの表示について

エレベーターに戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に分かるよう、『設置済みマーク表示制度』が平成24年8月から運用開始されておりますので、エレベーターの設置事業者（製造業者、保守点検業者）にお問い合わせのうえ、設置済みマークの積極的な表示をお願いします。

◎ 関連リンク～ ・ 国土交通省-エレベーター安全装置設置済みマークについて

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000319.html